

■ 条例改正案（新旧対照表）

- ・ 富良野市水道事業給水条例
- ・ 富良野市簡易水道事業給水条例
- ・ 富良野市公共下水道に関する条例

○ 料金表・使用料表の改正

施行日：令和9年1月1日

適用：令和9年2月分から（1月使用分から）

富良野市水道事業給水条例の一部を改正する条例
富良野市水道事業給水条例（昭和41年条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第24条、第27条関係）				別表第1（第24条、第27条関係）			
水道料金（単位：円）				水道料金（単位：円）			
用途	基本料金		超過料金 使用量が基本水量を超えた分の1立方メートル当たりの料金	用途	基本料金		超過料金 使用量が基本水量を超えた分の1立方メートル当たりの料金
	基本水量	料金			基本水量	料金	
一般用	8立方メートル	1,771	264	一般用	8立方メートル	1,474	220
営業用	16立方メートル	4,114	319	営業用	16立方メートル	3,421	264
団体会	16立方メートル	4,268	319	団体会	16立方メートル	3,553	264
浴場用	100立方メートル	12,760	154	浴場用	100立方メートル	10,626	121
臨時用	1立方メートル当たり	550	—	臨時用	1立方メートル当たり	451	—

富良野市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
富良野市簡易水道事業給水条例（昭和55年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第24条、第27条関係）				別表第1（第24条、第27条関係）			
簡易水道料金（単位：円）				簡易水道料金（単位：円）			
用途	基本料金		超過料金 使用量が基本水量を超えた分の1立方メートル当たりの料金	用途	基本料金		超過料金 使用量が基本水量を超えた分の1立方メートル当たりの料金
	基本水量	料金			基本水量	料金	
一般用	8立方メートル	1,771	264	一般用	8立方メートル	1,474	220
営業用	16立方メートル	4,114	319	営業用	16立方メートル	3,421	264
団体会	16立方メートル	4,268	319	団体会	16立方メートル	3,553	264
浴場用	100立方メートル	12,760	154	浴場用	100立方メートル	10,626	121
臨時用	1立方メートル当たり	550	—	臨時用	1立方メートル当たり	451	—

富良野市公共下水道に関する条例の一部を改正する条例
富良野市公共下水道に関する条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第16条関係）				別表第1（第16条関係）			
下水道使用料（単位：円）				下水道使用料（単位：円）			
排除用途	基本使用料（1月につき）		超過使用料 汚水排除量が基本排除量を超えた分の1立方メートル当たりの使用料	排除用途	基本使用料（1月につき）		超過使用料 汚水排除量が基本排除量を超えた分の1立方メートル当たりの使用料
	基本汚水排除量	使用料			基本汚水排除量	使用料	
家事用、 団体会、 営業用、 その他	8立方メートルまで	1,408	242	家事用、 団体会、 営業用、 その他	8立方メートルまで	1,166	198
浴場用	100立方メートルまで	4,356	66	浴場用	100立方メートルまで	3,630	55